

平成14年3月22日(金曜日)第1回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
石川猛	水道事業所長補佐	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第5号

第1回定例会

平成14年3月22日(金)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第37号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 議案説明
- 日程第 3 委員会付託
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 議第38号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案説明
- 日程第 7 委員会付託
- 日程第 8 質疑、討論、採決
- 日程第 9 議第 2号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議第 3号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議第 4号 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議第 5号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議第 6号 平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議第 7号 平成14年度寒河江市一般会計予算
- 日程第15 議第 8号 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- 日程第16 議第 9号 平成14年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議第10号 平成14年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第18 議第11号 平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議第12号 平成14年度寒河江市老人保健特別会計予算
- 日程第20 議第13号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 日程第21 議第14号 平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 日程第22 議第15号 平成14年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- 日程第23 議第16号 平成14年度寒河江市立病院事業会計予算
- 日程第24 議第17号 平成14年度寒河江市水道事業会計予算
- 日程第25 議第18号 政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議第19号 寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について
- 日程第27 議第20号 寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議第21号 寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第29 議第22号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議第23号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議第24号 寒河江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について
- 日程第32 議第25号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議第26号 保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第34 議第27号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議第28号 寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の一部改正について
- 日程第36 議第29号 寒河江市下水道条例の一部改正について

- 日程第37 議第30号 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第38 議第31号 寒河江市と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補償の事務の委託に関する規約の一部変更について
- 日程第39 議第32号 山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
- 日程第40 議第33号 左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事委託に関する基本協定の一部変更について
- 日程第41 議第34号 寒河江市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部変更について
- 日程第42 議第35号 土地の取得について
- 日程第43 議第36号 字の区域及び名称の変更について
- 日程第44 請願第1号 「食品衛生法」の改正と運用強化を求める請願
- 日程第45 請願第2号 骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用を求める請願
- 日程第46 請願第3号 労働行政の充実・強化について
- 日程第47 請願第4号 BSE（狂牛病）についての安全、損害補償など万全な対策の実現を求める請願
- 日程第48 請願第5号 雇用の危機突破を求める請願
- 日程第49 請願第6号 安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増に反対する請願
- 日程第50 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教経済委員長報告
 - (3) 厚生委員長報告
 - (4) 建設委員長報告
 - (5) 予算特別委員長報告
- 日程第51 質疑、討論、採決
- 日程第52 議会案第1号 食品衛生法の改正等による食品の安全性確保の強化を求める意見書の提出について
- 日程第53 議会案第2号 骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用を求める意見書の提出について
- 日程第54 議会案第3号 労働行政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第55 議会案第4号 BSE（狂牛病）についての安全、損害補償など万全な対策の実現を求める意見書の提出について
- 日程第56 議会案第5号 雇用の危機突破を求める意見書の提出について
- 日程第57 議案説明
- 日程第58 委員会付託
- 日程第59 質疑、討論、採決
- 日程第60 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

日程の削除

議案第3号 労働行政の充実・強化を求める意見書の提出について

議案第5号 雇用の危機突破を求める意見書の提出について

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、2月27日及び3月20日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 1、議第 37 号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 2、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 37 号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち保科弘治委員が平成 14 年 3 月 31 日付をもって辞職されることに伴い、補欠委員として大谷昭男氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 37 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 37 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 4、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 37 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 37 号を採決いたします。

内藤議員。

内藤 明議員 議事進行についてであります。採決の方法であります。事の重要性にかんがみて、無記名による投票を望むものであります。

佐藤 清議長 ただいま内藤議員より、議第 37 号の採決については、無記名投票との要求がありました。

これに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手 3 名であります。所定の賛成者がおりますので、この採決については無記名投票をもって行います。

これより議第 37 号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は 23 人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じ、順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 72 条第 2 項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。事務局長。

〔氏名点呼 投票〕

安孫子勝一事務局長 では、私から点呼を申し上げます。点呼の順は議席順に行います。順次投票記載所で記載のうえ、投票箱に投票願います。

2 番松田 孝議員、3 番猪倉謙太郎議員、4 番石川忠義議員、5 番荒木春吉議員、6 番安孫子市美夫議員、7 番柏倉信一議員、8 番鈴木賢也議員、9 番伊藤忠男議員、10 番高橋秀治議員、11 番高橋勝文議員、12 番渡

辺成也議員、13 番新宮征一議員、14 番佐藤穎男議員、15 番伊藤 諭議員、16 番佐藤暘子議員、17 番川越孝男議員、18 番内藤 明議員、19 番松田伸一議員、20 番那須 稔議員、21 番佐竹敬一議員、22 番遠藤聖作議員、23 番伊藤昭二郎議員、24 番井上勝・議員。

以上であります。

佐藤 清議長 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 2 番松田 孝議員、9 番伊藤忠男議員、19 番松田伸一議員を指名いたしたいと思います。

〔開 票〕

投票結果を報告いたします。

投票総数 23 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成 23 票。以上のとおり、賛成が全員であります。よって、議第 37 号は、これに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 5、議第 38 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 38 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員のうち柏倉 實委員が平成 14 年 3 月 31 日付をもって辞職されることに伴い、補欠委員として森谷富芳氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 38 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 38 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 38 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 38 号を採決いたします。

ただいま議題となっております議第 38 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議第 38 号は、これに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 9、議第 2 号から日程第 49 請願第 6 号までの 41 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第 50、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番伊藤忠男総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 12 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において、委員 6 名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 18 号、議第 20 号、議第 21 号、議第 22 号、議第 23 号、議第 25 号、議第 26 号、議第 31 号、議第 32 号、議第 36 号の 10 案件であります。

順を追って、審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 18 号政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 20 号寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 21 号寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「営利法人等に派遣後、また市職員に戻ることは可能か」との問いがあり、当局より「可能です」との答弁がありました。

委員より「営利法人等とは具体的にどういうものか」との問いがあり、当局より「チェリーランドさがえなど市が出資しているものを指します」との答弁がありました。

議第 21 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 22 号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「職員がどの程度利用しているのか」との問いがあり、当局より「介護休暇を 1 名がとっております」との答弁がありました。

議第 22 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 23 号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「産休との違いは何か」との問いがあり、当局より「産休は、産前に 6 週間、産後に 8 週間とれるが、育児休暇は産後休暇後、1 歳までとれるものです」との答弁がありました。

委員より「男子も適用になるか」との問いがあり、当局より「とれます」との答弁がありました。

議第 23 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 25 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「定員別に区分けした理由は何か」との問いがあり、当局より「今までは一律 3 万 1,000 円としていたものを、定員ごとに区分けしたもので、学校医との関連を考慮したものです」との答弁がありました。

議第 25 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 26 号保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 31 号寒河江市と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補償の事務の委託に関する規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 32 号山形県市町村職員退職手当組合格約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 36 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「予算措置は発生しないのか」との問いがあり、当局より「経費は何も発生しないので、予算措置はしません」との答弁がありました。

議第 36 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐藤 清議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。6 番安孫子市美夫文教経済委員長。

〔安孫子市美夫文教経済委員長 登壇〕

安孫子市美夫文教経済委員長 文教経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 12 日午前 9 時 30 分から市議会第 4 会議室において、委員 6 名全員出席、当局より教育長初め関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 19 号、議第 24 号、議第 27 号、議第 35 号、請願第 3 号、請願第 4 号、請願第 5 号の 7 案件であります。

順を追って、審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 19 号寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「チェリーランドの八つの施設の管理状況について」の問いがあり、当局より「条例で規定している以外の五つについては市で直接管理しており、業務は管理センターで委託を受け行っております」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、議第 19 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 24 号寒河江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「附則で他の条例を改正するやり方について」の問いがあり、当局より「法令審査会では特に問題視されず、今回は除外規定とのかかわりがありましたので、こういう経過措置の中に入れて御提案申し上げます」との答弁がありました。

委員より「補償の範囲、金額、支給方法について」の問いがあり、当局より「療養補償、休業補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などで、経験年数や学校医と薬剤師などの区分で基準額が示されており、例えば学校医で経験年数 25 年以上で 1 万 3,983 円の基準額で、扶養親族家族などの加算額があり、休業や傷病などの状態によって、その額の数百倍の補償になりますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、議第 24 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 27 号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「北部分館について」の問いがあり、当局より「他の公民館と混同しないため変更要請はありません」との答弁がありました。

途中、一たん休憩し、再開いたしましたが、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、議第 27 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 35 号土地の取得についてを議題とし、委員会条例第 18 条の規定により、寒河江市土地開発公社役員川越孝男委員の退席後、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「道路との間の幅員について」の問いがあり、当局より「取得する土地は、資料裏面の太枠の内側で、外側は道路敷地の法面と道路側溝です」との答弁がありました。

委員より「石垣の積み方について」の問いがあり、当局より「石積については土地開発公社で専門工に依頼し、材料も吟味しているとのことで、心配はないということです」との答弁がありました。

途中、一たん休憩し、再開いたしました。ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、議第 35 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

川越委員復席の後、途中休憩を挟み、請願の審査に入りました。

請願第 3 号労働行政の充実・強化についてを議題とし、担当書記の請願文書朗読の後、質疑、意見などに入りました。

主な質疑、意見について申し上げます。

委員より「願意妥当で採択すべき」との意見がありました。

委員より「国会で 14 回も採択になっても、まだなっていないので、継続にしてはどうか」との意見がありました。

委員より「国会決議で定員削減をとめてきた。国民の要望にこたえるべき機関が、一般的に企業がリストラしているからと減らすのに賛成しては、市民の雇用とか生命、財産を守るべき議会が的外れな対応をしてしまうのではないか」との意見がありました。

委員より「民間ではリストラされ、働き場所がない中で、その不安を取り除く機関であり、さらに重要になってきているのではないか」との意見がありました。

途中、一たん休憩し、意見交換を行った後、再開いたしました。ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、請願第 3 号は多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第 4 号 B S E (狂牛病) についての安全、損害補償など万全な対策の実現を求める請願を議題とし、担当書記の請願文書朗読の後、質疑、意見などに入りました。

主な質疑、意見について申し上げます。

委員より「紹介議員の補足説明をお聞きしたい」との意見があり、紹介議員より「請願者は三泉の畜産農家で、かなり大きく畜産牛を肥育している農家で、市外の畜産農家と連携して提出しており、この窮状を理解して、採択していただきたい」との説明がありました。

途中、一たん休憩し、意見交換を行った後、再開いたしました。ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、請願第 4 号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第 5 号雇用の危機突破を求める請願を議題とし、担当書記の請願文書朗読の後、質疑、意見等に入りました。

主な質疑、意見について申し上げます。

委員より「財政再建の必要があり、継続をお願いしたい」との意見がありました。

途中、一たん休憩し、意見交換を行った後、再開し、継続審査の要求があり、継続審査についての採決の結果、少数で否決されました。

請願第 5 号は、質疑、意見などを終結し、討論を省略して、採決の結果、多数をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10 番高橋秀治厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

高橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 13 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において、委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 5 号、議第 6 号、議第 28 号、請願第 1 号、請願第 2 号、請願第 6 号の 6 案件であります。

順を追って、審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 5 号平成 13 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「施設介護サービス等給付費が減額されているが、当初の予定に対し、施設ごとにどのくらい人数の減になっているのか」との問いがあり、当局より「当初の計画に対する現在の見込み数は、特別養護老人ホームで 155 人に対し 135 人、老人保健施設が 150 人に対し 120 人、療養型病床群が 10 人に対し 3 人と見込んでおります」との答弁がありました。

委員より「特老の待機者数はどのくらいになっているのか」との問いがあり、当局より「今年 2 月現在で在宅の待機が 52 名、老人保健施設で 59 名、病院に入院されている方が 22 名、養護老人ホームの入所者が 2 名と把握しております」との答弁がありました。

委員より「介護サービスの状況で、在宅について介護度別にどうなっているのか」との問いがあり、当局より「居宅サービスの利用状況については月々変動するが、利用限度額に対する平均的利用率は 35.6%となっております。内訳は、支援サービスについては 52.9%、介護度 1 が 32.9%、介護度 2 が 36.0%、介護度 3 が 34.3%、介護度 4 が 32.8%、介護度 5 が 38.9%となっております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、議第 5 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 6 号平成 13 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「介護認定審査の回数が少なかった理由は何か」との問いがあり、当局より「平成 13 年度は年間通して 210 回の審査判定会議を予定しておりましたが、申請がないなどから 11 回の開催中止があり、減額なるものです」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、議第 6 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 28 号寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「県の事業廃止に伴い、他市の状況はどうなっているか」との問いがあり、当局より「どういう対応をするか決定していないところがほとんどのようであります。決定したものではありませんが、山形市、天童市は今後も継続したいという話は聞いております」との答弁がありました。

委員より「県の方では、今回の事業廃止により、その代替案というものは考えていないのか」との問いがあり、当局より「県では、代替事業として新たな事業を始めたいという話は聞いております。内容の詳細はまだわかりませんが、在宅で介護をしている方々が交流し、悩み事を相談する一泊旅行に対する補助のようなものを考えているようです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、議第 28 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 1 号「食品衛生法」の改正と運用強化を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「この請願の趣旨、国への請願項目とも妥当だと思うので、採択して意見書を提出してよいのではないか」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第 2 号骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「今まで保険適用ならなかったのがおかしい、当然のことだと思いますので、請願は妥当だと思う。また、委員より「患者のために提供するドナーの保険料や血液検査料などは、保険適用になっていないため、大変な患者負担となっているということです。国において改正してほしいので賛成です」との意見がありました。

途中、一たん休憩し、意見交換をした後、再開しましたが、ほかに質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第 6 号安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増に反対する請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より、「この請願に賛成です。理由は、国においては抜本改革を先送りし、患者に負担を押しつけようとしている。改革には国からの注入というものもあると思う。また、医療費の患者負担引き上げは、逆に医療費を引き上げることもつながる。高齢者が安心して医療を受けられるためにも、患者負担引き上げには反対せざるを得ない」。

また、委員より、「請願内容の 2 番から 4 番までは不採択と思っている。今の保険財政はこのままでは破綻状況になるということもあり、患者、保険者、医療機関それぞれ負担しなければならないと思う。看護体制、質の高いサービスなどについては、今後継続して研究が必要と思う」などの意見がありました。

途中、一たん休憩し、意見交換をした後、再開しましたが、請願第 6 号は、今後さらに慎重に審査すべきであるという多数の意見により、継続審査とすべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15 番伊藤 諭建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 13 日午前 9 時 30 分から市議会第 4 会議室において、委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席して開会いたしました。

本委員会に分担付託されました案件は、議第 3 号平成 13 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 4 号）議第 4 号平成 13 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議第 29 号寒河江市下水道条例の一部改正について、議第 30 号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議第 33 号左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事委託に関する基本協定の一部変更について及び議第 34 号寒河江市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部変更についてであります。

最初に、議第 3 号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「自由通路工事費の減額の理由と公共施設用地取得の場所と面積は」との問いがあり、当局より「減額の主な理由はエレベーターと自由通路及び駅舎を一体として発注したことや、冬期間、雪が少なく順調に工事が進んだことなどによるものです。また、公共施設用地取得の場所は道路、公園用地などで、約 540 平米になります」との答弁がありました。

委員より「駅舎にコンビニがなくなり困っているとの話がある。なぜ設置できなかったのか」との問いがあり、当局より「要望はしたが、橋上駅舎ということで、スペースを確保できなかったものです」との答弁がありました。

議第 3 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議第 4 号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「改築などで下水道の供用開始になるまで待ち切れないなどの相談があった場合、どのような指導を行っているのか」との問いがあり、当局より「事業計画を説明し、浄化槽などの維持管理費と下水道料金の比較などを説明しています」との答弁がありました。

委員より「大口企業の未加入対策について」の問いがあり、当局より「環境基準が厳しくなっており、第 1 次処理経費の負担が問題になっています。大口企業の下水道使用料について、公共下水道使用料審議会で検討していただきたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「利子補給制度の利用状況と利用が少ない原因は」との問いがあり、当局より「36 件予算化しましたが、10 件の利用になっています。利用が少ない原因は低金利にあると感じています」との答弁がありました。

委員より「市債元金償還金が大幅に減額されているが、その理由は何か」との問いがあり、当局より「借換債について、昭和 54 年から 58 年の高利率の残債に対して 60%見込んでいましたが、国の財政事情の中で借換債の許可額が少なくなり減額したものです」との答弁がありました。

議第 4 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議第 29 号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議第 30 号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議第 33 号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議第 34 号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもって、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13 番新宮征一予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、3 月 4 日午後 1 時 06 分から本議場において、委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 2 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算（第 6 号）、議第 7 号平成 14 年度寒河江市一般会計予算、議第 8 号平成 14 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算、議第 9 号平成 14 年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第 10 号平成 14 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第 11 号平成 14 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第 12 号平成 14 年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第 13 号平成 14 年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第 14 号平成 14 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第 15 号平成 14 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第 16 号平成 14 年度寒河江市立病院事業会計予算、議第 17 号平成 14 年度寒河江市水道事業会計予算であります。

12 案件を一括議題とし、議案説明を省略して、直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第 2 号については、1．地総債減額の理由について、1．石川西洲崎線がおくれた理由と完成の時期について、1．地権者と土地開発公社、土地開発公社と市の土地売買契約の期日について、1．周年農業畜産の里づくり事業について、1．肉用牛肥育生産者数と頭数及び生産者の実態について。

議第 7 号については、1．身体障害者に準ずる方の障害者控除の広報のあり方等について、1．ペイオフによる縁故債入札等に対する市の対応について、1．庁内パソコンのネットワーク化と利用について、1．ＩＣカードの付加価値のつけ方について、1．市民パソコン学習講座等の内容及び事務改善費への予算計上について、1．寒河江駅自由通路維持管理事業予算の内訳について、1．庁内パソコンのインターネット接続台数とウイルス事故の発生状況について、1．13 節委託料、15 節工事請負費の内訳記載方法について、1．中山間地直接支払制度の集落協定状況、団地数等及び成果と課題について、1．さくらんぼ会館の展示改装工事の目的、これまでの利用の理解について、1．残土捨て場の監視体制について、1．パックドールの現況について、1．中心市街地活性化センターの総収入、総支出について、1．フローラのゆずります・あげますコーナーの実態と利活用について、1．最上川ふるさと総合公園の光熱水費や委託料の内容及び民活エリア用地費について、1．街路樹の維持管理について、1．日本花の会について、1．特殊学級就学奨励という名称について、1．チェリーランドさがえの借入金の残額について。

議第 11 号については、1．人間ドックの頸動脈超音波検査について、1．介護給付金第 2 号被保険者数について。

議第 16 号については、1．看護協会等の負担金についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされ、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3 月 20 日午前 9 時 30 分から本議場において、委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

議第 2 号及び議第 7 号から議第 17 号までの 12 案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めたのち、質疑、討論、採決に入りました。

議第 2 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案の

とおり可決すべきものと決しました。

議第7号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第8号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第9号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 51、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 2 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 2 号は原案のとおり可決されました。

議第 3 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 3 号は原案のとおり可決されました。

議第 4 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 4 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 4 号は原案のとおり可決されました。

議第 5 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。佐藤暘子議員。賛成討論ですか、反対討論ですか。

〔16番佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党と寒河江市政を真に市民本位の市政に変えてほしいと願っている心ある市民を代表し、議第7号平成14年度寒河江市一般会計予算に反対する立場で討論を行います。

日本経済の長期にわたる景気低迷は回復の兆しささえ見えず、失業率5.6%と戦後最悪の状態を更新しています。

寒河江市はこの十数年、チェリーランドやクア・パークなどの大型プロジェクト事業を推し進め、そのための市債をどんどん起こしてきました。平成12年度決算による市債の残は213億円にも上っているのです。

その反面、行政改革の名のもとに、柴橋小学校の給食調理業務を民間委託し、住民の意向を無視する形で白岩出張所を廃止し、さらに平成15年からは幸生、田代、醍醐の幼児学級を廃止し、引き続き三泉幼児学級も廃止することを決定しました。

行政改革を言うのであれば、不要不急のものへ予算を見直し、住民が必要とするものや、要望の強いものへの予算措置をすべきと思います。例えば、今も父母の大多数が根強く望んでいる中学校給食の実施や、側溝整備、介護保険が実施されても解決されない在宅介護者への介護激励金の増額など、市民の生活実態に即した予算の使い方をすべきと考えます。

平成 14 年度の一般会計予算は 147 億 4,000 万円と、前年度と比べて 0.7% マイナスの緊縮予算となっています。これは、不況により市税の伸びが余り見込めないことと、駅前開発やクア・パークなどの大型プロジェクト事業に一応のめどがついたためと思われるが、予算の使い方は相変わらず大型プロジェクトである最上川緑地公園整備の予算が組まれています。総事業費 15 億円を見込み、長期の工事期間を要する大型事業です。

私は、地域住民の要望の強い緑地公園の整備については反対するものではありません。しかし、膨大な予算を必要とするカヌー基地がなぜ今必要なのか、これこそ不要不急のものなのではないでしょうか。

今、切実に求められているのは、不況のあおりなどで所得が激減し国民健康保険税が支払えず苦しんでいる人に減免制度を認めることや、国保会計へ一般会計からの繰り入れをふやし、高過ぎる国保税を引き下げるなど、市民の命と健康を守るために有効的に使うべきと思います。

また、必要な介護が受けられるよう、介護保険の減免制度をつくるなど、住民の命と暮らしを最重点に据えた予算編成をすべきという立場から、平成 14 年度の一般会計予算を初め、関連する幾つかの予算案に反対の態度を表明し、討論を終わります。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。佐竹議員。（「賛成討論です」の声あり）

〔21 番佐竹敬一議員 登壇〕

佐竹敬一議員 ただいま平成 14 年度一般会計予算に対し反対討論がありました。私は緑政会を代表して賛成討論を行います。

第 4 次振興計画も後半に入り、本市は、「情報に強いカラフルな都市寒河江」、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに、その実現に向けて、市民、企業一体となった市民総参加の取り組みで、交流拠点都市にふさわしいまちづくりを進めております。

このような中で、昨年は緑化推進に大きな功績が認められて、内閣総理大臣表彰、花と緑の都市づくりを競う国際コンペティションでは、日本では初めて銀賞を受賞するなど、国内のみならず国際舞台においても高い評価をいただいていることは御案内のとおりであります。

また、今年是全国都市緑化やまがたフェアの開催の年であり、「日本一さくらんぼの里」、「花と緑、せせらぎのまち寒河江」を全国にアピールする絶好の機会でもあります。

このたびの平成 14 年度予算案は、その成功は無論のこと、振興計画を具現化に向け、市政運営の要旨に盛り込まれた諸施策を実現する上で、大変重要な予算であります。

我が国の経済状況は依然として景気低迷を続け、地方自治体の財政情勢は厳しい状況にありますが、地方行政は、自助自立の精神のもと、個性のある地域づくりが求められております。

そして、当面身近な課題に対応し、施策と将来を展望したまちづくりをバランスよく計画を実施していくことが大切なときであると考えます。

そのような中で、本予算は、少子高齢化、高度情報化や環境問題、市民生活に直結関連する予算に配慮し、都市基盤の整備、教育環境、住環境の整備など、21 世紀の本市の将来を展望した内容であり、本市においても厳しい財政事情ではありますが、行財政改革に取り組みながら、地方債の削減、歳出規模の抑制に努め、対前年 0.7% の減と健全財政に配慮し、限られた財政を効率的に配分された平成 14 年度一般会計予算は、適正なものであると判断し、全面的に賛成いたします。以上です。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。川越孝男議員。

〔17 番川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は社民党・市民連合を代表し、真に財政再建を果たさなければならないという観点から、平成 14 年度一般会計予算案に反対の立場で討論いたします。

日本経済は今、パブル期に抱え込んだ不良債権によって、大手ゼネコンや銀行が倒産するなど、出口の見え

ない不況に陥り、新卒者の就職難や企業におけるリストラなどで、市民生活が一層深刻な状況となっております。

一方、国や地方自治体も、未曾有の財政危機に陥り、財政再建が最重要課題の一つとなっております。

バブル期の象徴的な開発として、ゴルフ場開発が挙げられるわけではありますが、本来、ゴルフ場は稼働日数やプレー人口、利用者数などを十分に精査し、採算性を判断して取り組まれるのが当然であります。バブル期にはそのことが度外視され、高額の入会金による資金集めや、建設会社による造成事業それ自体が目的化してしまい、本来検討されるべき将来性や採算性といった重要な事項がないがしろにされてきたことが問題だったのであります。

このことは、民間企業に限ったことではなく、国を初め地方自治体における公共事業でも全く同様であります。財政再建はこういったやり方を見直すことから始めなければならないと思うのであります。

本市の場合も、チェリークア・パーク事業が示すように、中核施設を担う企業は、その計画内容も市民の前に明らかにされませんでした。市はその節々で判断できたのにもかかわらず、私たちの再三の指摘に耳を傾けずに、強引に進めてきた結果、分譲した民活用地の半分以上が市に返上され、新たな買い手も決まらない状況になっています。

また、本年6月から全国緑化フェアが開催されるというのに、民活エリアで事業展開するのは、用地を取得している8社の中で2社だけという状況であります。

中国パールの倒産時に市が無傷で買い戻したはずの土地に、377万1,000円の金利負担が平成14年度の当初予算に計上されているのであります。ところが、3年前に戻された王将といちらくの土地代金の残額3億1,109万1,000円に対しては、金利も含め土地開発公社に負担させていることになっているわけであります。

このように、十分な討議もなく、問題点の解明を先送りし、既成事実だけを積み重ねるやり方は改めるべきだと思うのであります。

平成14年度予算を見ますと、最上川緑地公園整備費として1億5,250万円が計上されています。私たちは最上川緑地公園の整備を否定するものではありません。しかし、なぜ全長600メートル、幅100メートルの競技可能なカヌー基地をつくることになったのか、その経過がわかりません。また、洪水時の安全対策、取水方法を含め構造上の検討、利用者の予測や環境対策、維持管理の方法や費用などについて、十分検討されたのか疑問であります。

地域活性化のため大型公共事業が必要という見解があります。しかし、私たちは、完成後の利活用の効果が悪いと予測されるもの、いわゆるむだな事業と指摘されるような公共事業については、その財源を使って、市民生活に直結する下水道整備の推進や、袋小路の解消、市道の整備、側溝整備など、地元のより多くの企業へ仕事を向ける方が地域活性になると考えるのであります。

平成14年度市債残高は191億5,437万円で、駅前特別会計を含む普通会計では251億6,347万円です。市民1人当たり57万3,000円となり、年々増大をしております。財政を増大することから、財政を圧迫していくことが懸念されます。

また、収支とんとんでスタートしたチェリーランド管理費についても、10年たった今日4,939万円の持ち出しとなっております。フローラ・SAGAEについても、職員2名の人件費を含めずにも、3,218万1,000円の持ち出しとなっております。

また、柴橋小学校の給食の民間委託がされていますが、私たちは学校給食の目的を果たす上からも、他の小学校同様に自校直営の学校給食にすべきであると主張してまいりました。

以上のような立場から、平成14年度一般会計予算案に反対の態度を表明し、討論を終わります。

佐藤 清議長 静粛にお願いします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 10 号は原案のとおり可決されました。

議第 11 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 11 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 11 号は原案のとおり可決されました。

議第 12 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 12 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 12 号は原案のとおり可決されました。

議第 13 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 13 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 13 号は原案のとおり可決されました。

議第 14 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 14 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 14 号は原案のとおり可決されました。

議第 15 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 15 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 15 号は原案のとおり可決されました。

議第 16 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 16 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 16 号は原案のとおり可決されました。

議第 17 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 17 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 17 号は原案のとおり可決されました。

議第 18 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 18 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 18 号は原案のとおり可決されました。

議第 19 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 19 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 19 号は原案のとおり可決されました。

議第 20 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 20 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 20 号は原案のとおり可決されました。

議第 21 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 21 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 21 号は原案のとおり可決されました。

議第 22 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 22 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 22 号は原案のとおり可決されました。

議第 23 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 23 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 23 号は原案のとおり可決されました。

議第 24 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 24 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 24 号は原案のとおり可決されました。

議第 25 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 25 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 25 号は原案のとおり可決されました。

議第 26 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 26 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 26 号は原案のとおり可決されました。

議第 27 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 27 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 27 号は原案のとおり可決されました。

議第 28 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 28 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 28 号は原案のとおり可決されました。

議第 29 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 29 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 29 号は原案のとおり可決されました。

議第 30 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 30 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 30 号は原案のとおり可決されました。

議第 31 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 31 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 31 号は原案のとおり可決されました。

議第 32 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 32 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 32 号は原案のとおり可決されました。

議第 33 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 33 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 33 号は原案のとおり可決されました。

議第 34 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 34 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手

を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 34 号は原案のとおり可決されました。

この際、地方自治法第 117 条の規定により、次の議員の退席を求めます。

寒河江市土地開発公社役員 9 番伊藤忠男議員、10 番高橋秀治議員、13 番新宮征一議員、14 番佐藤穎男議員、17 番川越孝男議員、以上の方の退席を願います。

〔 9 番伊藤忠男議員、10 番高橋秀治議員、13 番新宮征一議員、14 番佐藤穎男議員、17 番川越孝男議員退席〕
議第 35 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 35 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 35 号は原案のとおり可決されました。

この際、寒河江市土地開発公社役員 9 番伊藤忠男議員、10 番高橋秀治議員、13 番新宮征一議員、14 番佐藤穎男議員、17 番川越孝男議員の復席を求めます。

〔 9 番伊藤忠男議員、10 番高橋秀治議員、13 番新宮征一議員、14 番佐藤穎男議員、17 番川越孝男議員復席〕
議第 36 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 36 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 36 号は原案のとおり可決されました。

請願第 1 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 1 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 1 号は採択とすることに決しました。

請願第 2 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 2 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 2 号は採択とすることに決しました。

請願第 3 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 3 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第 3 号は不採択とすることに決しました。

請願第 4 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 4 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第4号は採択とすることに決しました。

請願第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第5号は不採択とすることに決しました。

請願第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第6号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件については、厚生委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

厚生委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、請願第6号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時40分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の削除

佐藤 清議長 ただいま、本日 3 月 22 日、松田伸一議員から提出された議会案第 3 号及び議会案第 5 号について撤回したい旨の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

お諮りいたします。

日程第 54、議会案第 3 号及び日程第 56、議会案第 5 号は議事日程から削除することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、日程第 54、議会案第 3 号及び日程第 56、議会案第 5 号については議事日程から削除することに決しました。

議会案上程

佐藤 清議長 日程第 52、議会案第 1 号、 日程第 53、議会案第 2 号及び日程第 55、議会案第 4 号の 3 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 57、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 1 号、議会案第 2 号及び議会案第 4 号の 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 58、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 1 号、議会案第 2 号及び議会案第 4 号の 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 59、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 1 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議会案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議会案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議会案第 4 号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における
委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

佐藤 清議長 日程第 60、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてを議題といたします。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、各委員長より申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

平成 14 年 3 月第 1 回定例会

閉 会 午前 11 時 43 分

佐藤 清議長 これで平成 14 年第 1 回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

寒河江市議会議長 佐 藤 清

会議録署名議員 伊 藤 忠 男

同 上 内 藤 明